



○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年3月22日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成14年3月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 生活支援センターひまわり

3 代表者の氏名

小 林 芳 文

4 主たる事務所の所在地

長野市吉田1丁目17番地25号押鐘ビル1階A号

5 定款に記載された目的

この法人は、生活支援を必要としている高齢者・障害者に、いつでも・どこでも・誰にでも公平に支援サービスを提供することを基本に、自立・自助のバックアップ、並びに介護者養成等に関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

県営小段地区土地改良事業計画を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成14年3月22日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 縦覧に供する書類
県営小段地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成14年3月26日から4月22日まで
- 3 縦覧の場所
茅野市役所

土地改良課

○公 告

県営豊平地区土地改良事業の変更計画を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成14年3月22日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 縦覧に供する書類
県営豊平地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成14年3月26日から4月22日まで
- 3 縦覧の場所
茅野市役所

土地改良課

○公 告

県営深山地区土地改良事業の変更計画を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成14年3月22日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 縦覧に供する書類
県営深山地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成14年3月26日から4月22日まで
- 3 縦覧の場所
諏訪郡原村役場

土地改良課

○公 告

県営山形東部地区土地改良事業の変更計画を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成14年3月22日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 縦覧に供する書類
県営山形東部地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成14年3月26日から4月22日まで
- 3 縦覧の場所
東筑摩郡山形村役場

土地改良課

○公 告

南安曇郡奈川村における県営奈川安曇地区黒川渡換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成14年3月7日行った。

平成14年3月22日

長野県知事 田 中 康 夫

農村整備課

○公 告

北安曇郡八坂村における県営八坂地区切久保第1換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成14年3月22日

長野県知事 田 中 康 夫

1 縦覧に供する書類

県営八坂地区切久保第1換地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成14年3月25日から4月19日まで

3 縦覧の場所

北安曇郡八坂村役場

農村整備課

○公 告

北安曇郡八坂村における県営八坂地区切久保第2換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成14年3月22日

長野県知事 田 中 康 夫

1 縦覧に供する書類

県営八坂地区切久保第2換地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成14年3月25日から4月19日まで

3 縦覧の場所

北安曇郡八坂村役場

農村整備課

○公 告

林業技術者養成講習を次のとおり行う。

平成14年3月22日

長野県知事 田 中 康 夫

1 期日及び場所

	林 業 架 線 課 程		
	前 期	中 期	後 期
期日	平成14年8月19日から 平成14年8月23日まで	平成14年9月2日から 平成14年9月6日まで	平成14年11月5日から 平成14年11月8日まで
場所	塩尻市大字片丘字狐久保5739 長野県林業総合センター		
	伐 木 造 材 課 程		
	第 1 回 目	第 2 回 目	
期日	平成14年4月23日から4月25日まで	平成14年5月29日から5月31日まで	
	第 3 回 目	第 4 回 目	
	期日	平成14年6月28日から6月30日まで	平成14年7月24日から7月26日まで
	第 5 回 目	第 6 回 目	
	期日	平成14年8月28日から8月30日まで	平成14年9月28日から9月30日まで
	第 7 回 目	第 8 回 目	
	期日	平成14年10月30日から11月1日まで	平成14年11月19日から11月21日まで
	第 9 回 目	第 10 回 目	
	期日	平成14年12月10日から12月12日まで	平成15年1月21日から1月23日まで

	第 11 回 目	第 12 回 目
期日	平成15年2月19日から2月21日まで	平成15年3月11日から3月13日まで
場所	塩尻市大字片丘字狐久保5739 長野県林業総合センター	

2 受講資格

林業技術者養成講習要綱（昭和40年告示第323号）第4に規定するところによる。

3 受講志願の手続き

(1) 提出書類

林業技術者養成講習要綱第5に規定する受講願及び同項各号に掲げる書類

(2) 受付期間

各講習の始まる10日前まで

(3) 提出場所

所轄する地方事務所林務課（市にあっては、その市に所在する地方事務所林務課、ただし、小諸市にあっては、佐久地方事務所林務課、岡谷市及び茅野市にあっては、諏訪地方事務所林務課、駒ヶ根市にあっては、上伊那地方事務所林務課、塩尻市にあっては、松本地方事務所林務課、須坂市及び更埴市にあっては、長野地方事務所林務課、飯山市にあっては、北信地方事務所林務課）

4 受講料

徴収しない

5 受講の許可通知

受講することを許可したときは、本人にその旨を通知する。

6 その他

この講習について問い合わせは、長野県林業総合センター（電話 0263-52-0600）に行うこと。

林業振興課

○公 告

北安曇郡松川村による南神戸地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出があった。

平成14年3月22日

長野県北安曇地方事務所長 高嶋俊郎

- 1 土地改良事業の名称
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日
平成13年 6 月 1 日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
北安曇郡松川村
- 4 事務所の所在地
北安曇郡松川村76番地 5
- 5 工事着手年月日
平成13年 9 月 3 日
- 6 工事完了年月日
平成14年 2 月12日

土地改良課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成14年 3 月22日

長野県上小地方事務所長 熊 井 攻

- 1 許 可 番 号
平成13年 9 月14日 長野県上小地方事務所指令13上小地建第10- 4 号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上田市大字上塩尻字扇田368- 2 及び字合ノ田229- 1、229- 2、229- 3、229- 4、229- 5
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市大字鶴賀権堂町2210
ラオックスヒナタ株式会社 代表取締役社長 三 橋 芳 平

建築管理課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成14年3月22日

長野県松本地方事務所長 本 道 亜紀子

1(1) 許 可 番 号

平成14年1月29日 長野県指令13建第40-24号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字片丘字内田原4742-2、4742-3

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘堅石24-9 丸 山 朝 稔

2(1) 許 可 番 号

平成14年2月27日 長野県指令13建第40-29号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘郷原字桔梗ヶ原1764-124、1764-197

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘郷原1271-3 白 川 昇、佐々木 きくゑ

3(1) 許 可 番 号

平成14年1月18日 長野県松本地方事務所指令13松地建第5-12号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東筑摩郡波田町字金折5553-1、5554-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市両島6-11

セキスイハイム信州株式会社 代表取締役 神 谷 雄 志

建築管理課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成14年3月22日

長野県北安曇地方事務所長 高 嶋 俊 郎

1 許 可 番 号

平成13年3月30日 長野県北安曇地方事務所指令12北安地商第1-11号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北安曇郡松川村5489-2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北安曇郡松川村5651-108

株式会社鬼窪建設 代表取締役 鬼 窪 渡

建築管理課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成14年3月22日

長野県長野地方事務所長 伊 藤 寛

1 許 可 番 号

平成13年12月17日 長野県指令13建第41-9号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字小河原字新田組沖4001-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字小島896 山 岸 正 博

建築管理課

○公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、総務部法規学事課ほか2機関について監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成14年3月22日

長野県監査委員

池	田	益	男
井	出	公	陽
内	田	雄	治
柳	澤	賢	二

第1 監査のテーマ

「公益法人の指導監督事務について」

第2 監査の目的

民法第34条の規定により設立された公益法人は、教育、医療、福祉、環境等広範な分野において、営利を目的とせず社会一般の利益となる事業を行い、県民福祉の向上に寄与している。しかし、全国的に不適切な運営が問題となった事例も見られ、公益法人の健全な運営が強く求められている。こうした状況から、公益法人の指導監督事務について監査を行うことにより、当該事務の一層の充実を図るとともに、公益法人の健全な運営と発展を図ることによって、県民福祉の向上に資するものとする。

第3 監査の対象機関

次の3機関とした。

総務部法規学事課
教育委員会事務局総務課
警察本部警務部警務課

第4 監査実施概要

1 監査の時期

平成13年9月から11月までの期間に実施した。

2 監査の方法

監査対象機関から事前に提出された監査調書に基づき、事務局職員が予備調査を行い、それらの結果を踏まえて監査を実施した。

3 監査の着眼点

(1) 指導監督体制は適切か。

(2) 現況実態を適正に把握し、適切な指導監督を行っているか。

ア 法令に基づく報告、届出等に係る事務が適切に行われているか。

イ 立入検査等は適切に行われているか。

ウ 所管公益法人は「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に適合しているか。

エ 休眠法人の整理に努めているか。

第5 監査の結果及び意見

1 監査結果

公益法人の指導監督事務は「民法」(明治29年法律第89号)、「公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令」(平成4年政令第161号)、「知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」(昭和31年長野県規則第51号)、「長野県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」(昭和44年長野県教育委員会規則第8号)、「警察関係公益法人監督事務処理要領」及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(以下「指導監督基準」という。)により行われている。これらの法令規則等に基づく公益法人に対する指導監督事務の状況について監査した結果は、次のとおりである。

なお、監査結果の数値は、特に表示した場合を除き、平成12年10月1日現在で各法人から提出された「公益法人個別調査表」に基づくものである。

(1) 公益法人の状況

ア 公益法人数

区 分	社団法人	財団法人	計
総務部法規学事課	188 法人	128 法人	316 法人
教育委員会総務課	40 (6)	111 (6)	151 (12)
警察本部警務課	6	6	12
計	234 (6)	245 (6)	479 (12)

(注) () 内は休眠法人等の数である。(外数)

イ 規模別の状況

① 社団法人

社員数	法人数				構成比
	総務部法規 学事課所管	教育委員会 総務課所管	警察本部 警務課所管	計	
1000人～	法人 16	法人 9	法人	法人 25	% 10.7
500人～999人	22	5		27	11.6
100人～499人	54	13		67	28.6
50人～99人	33	6	2	41	17.5
～49人	63	7	4	74	31.6
計	188	40	6	234	100.0

社団法人の社員数の状況は、社員数が50人未満の法人が74法人（31.6%）と最も多く、全体では500人未満の法人が182法人（77.7%）となっている。

② 財団法人

基本財産の額	法人数				構成比
	総務部法規 学事課所管	教育委員会 総務課所管	警察本部 警務課所管	計	
10億円以上	法人 2	法人 6	法人	法人 8	% 3.3
1億円以上 10億円未満	37	31	2	70	28.6
5000万円以上 1億円未満	12	14		26	10.6
1000万円以上 5000万円未満	49	46	2	97	39.6
500万円以上 1000万円未満	8	6	2	16	6.5
500万円未満	20	8		28	11.4
計	128	111	6	245	100.0

財団法人の基本財産の状況では、基本財産が1000万円以上5000万円未満の法人が97法人（39.6%）と最も多く、全体では1000万円以上の法人が201法人（82.1%）となっている。

ウ 設立目的別の状況

区分	法人数				構成比
	総務部法規 学事課所管	教育委員会 総務課所管	警察本部 警務課所管	計	
生活一般	法人 213	法人 26	法人 11	法人 250	% 37.0
教育・学術・文化	53	188		241	35.6
政治・行政	64			64	9.5
産業	120		1	121	17.9
計	450	214	12	676	100.0

(注) 複数の目的を持つ法人があるため、公益法人数の合計とは一致しない。

法人の設立目的別の状況では、「生活一般」が250法人(37.0%)と最も多く次に「教育・学術・文化」が241法人(35.6%)となっている。

エ 事業内容別の状況

区分	法人数				構成比
	総務部法規 学事課所管	教育委員会 総務課所管	警察本部 警務課所管	計	
振興・奨励	法人 153	法人 88	法人 4	法人 245	% 21.7
指導・育成	209	121	6	336	29.8
調査・研究	102	49		151	13.4
普及・広報	74	26	2	102	9.0
検査・検定	14			14	1.2
交流	38	3		41	3.6
共済	27	3		30	2.7
施設の運営	117	46		163	14.5
その他	45			45	4.0
計	779	336	12	1,127	100.0

(注) 複数の事業を行う法人があるため、公益法人数の合計とは一致しない。

法人の事業内容別の状況では、「指導・育成」が336法人(29.8%)と最も多

く、次に「振興・奨励」が245法人(21.7%)となっている。

オ 常勤役員の平均報酬額の状況

区 分	法 人 数				構成比
	総務部法規 学事課所管	教育委員会 総務課所管	警察本部 警務課所管	計	
有給役員なし	法人 232	法人 121	法人 2	法人 355	% 74.1
400万円未満	43	18	2	63	13.1
400万円以上 800万円未満	25	8	8	41	8.6
800万円以上 1200万円未満	10	3		13	2.7
1200万円以上 1600万円未満	6	1		7	1.7
1600万円以上				0	0.0
計	316	151	12	479	100.0

常勤役員の平均報酬額の状況は、有給役員を置いていない法人が355法人(74.1%)あるが、有給役員の状況は400万円未満が63法人(13.1%)と一番多い状況となっている。

また、1,200万円以上と比較的高額の法人が7法人という状況である。

カ 県から財団法人への出資又は出捐の状況

区 分	法 人 数				構成比
	総務部法規 学事課所管	教育委員会 総務課所管	警察本部 警務課所管	計	
10億円以上	法人 1	法人	法人	法人 1	% 3.6
5億円以上 10億円未満				0	0.0
1億円以上 5億円未満	8		1	9	32.1
5000万円以上 1億円未満	1			1	3.6
1000万円以上 5000万円未満	7	1		8	28.6
100万円以上 1000万円未満	8	1		9	32.1
100万円未満				0	0.0
計	25	2	1	28	100.0

県が出資、出捐している財団法人数は28法人で、総額は31億8千万円となっ

ている。金額別では、5000万円未満が17法人と全体の60.7%を占めている。

キ 県から公益法人への補助金の状況

区 分	法 人 数				構成比
	総務部法規 学事課所管	教育委員会 総務課所管	警察本部 警務課所管	計	
10億円以上	法人	法人	法人	法人	%
				0	0.0
5億円以上 10億円未満		1		1	1.3
1億円以上 5億円未満	6	1	1	8	10.2
5000万円以上 1億円未満	5			5	6.4
1000万円以上 5000万円未満	18	1	2	21	26.9
100万円以上 1000万円未満	24	4	2	30	38.5
100万円未満	12	1		13	16.7
計	65	8	5	78	100.0

県から補助金を出している法人は78法人で、総額は37億1千万余円となっている。金額別では、5000万円未満が64法人と全体の82.1%を占めている。

また、1億円以上の補助金の法人が9法人となっている。

ク 県からの委託の状況

区 分	法 人 数				構成比
	総務部法規 学事課所管	教育委員会 総務課所管	警察本部 警務課所管	計	
10億円以上	法人	法人	法人	法人	%
	1	1		2	3.7
5億円以上 10億円未満	2		1	3	5.5
1億円以上 5億円未満	4		1	5	9.2
5000万円以上 1億円未満	1			1	1.9
1000万円以上 5000万円未満	10		3	13	24.1
100万円以上 1000万円未満	15		4	19	35.2
100万円未満	11			11	20.4
計	44	1	9	54	100.0

県から委託している法人数は54法人で、総額は94億6千万円となっている。
金額別では、5000万未満が43法人と全体の79.7%を占めている。

また、県から1億円以上の委託をしている法人は10法人となっている。

ケ 正味財産額の状況

正味財産額	法人数				構成比
	総務部法規 学事課所管	教育委員会 総務課所管	警察本部 警務課所管	計	
	法人 21	法人 11	法人	法人 32	% 6.7
10億円以上					
5億円以上 10億円未満	17	6		23	4.8
1億円以上 5億円未満	79	41	4	124	25.9
5000万円以上 1億円未満	50	30	2	82	17.1
1000万円以上 5000万円未満	105	34	5	144	30.1
100万円以上 1000万円未満	30	22	1	53	11.1
100万円未満	8	7		15	3.1
小計	310	151	12	473	98.8
債務超過でない法人					
100万円未満				0	0.0
100万円以上 1000万円未満	2			2	0.4
1000万円以上 1億円未満	2			2	0.4
1億円以上	2			2	0.4
小計	6	0	0	6	1.2
債務超過の法人					
小計					
計	316	151	12	479	100.0

正味財産額の状況は、債務超過となっていない法人が473法人で98.8%となっている。また、債務超過となっている法人は6法人で全体の1.2%となっており、1億円以上の債務超過となっている法人が2法人ある。

今後は、債務超過となっている法人及び多額の長期債務を有する法人等については、債務超過の原因や処理方法など十分に実態を把握した上で、健全な経営が行われるよう指導の強化が望まれる。

(2) 指導監査事務の執行体制について

ア 組織

区 分	公益法人数	事務担当職員数	専任・兼任別
総務部法規学事課	316 法人	5 人	兼任
教育委員会総務課	151	8	〃
警察本部警務課	12	13	〃

公益法人の指導監査体制をみると、知事部局においては総務部法規学事課が、教育委員会事務局においては総務課が、それぞれ所管法人を一括して集中的に管理をする「集中管理方式」により事務を執行している。警察本部においては、警務課に所管課に対する総合的調整機能を持たせた上で、各公益法人に対する指導監査は所管課が行っており、「集中管理方式」と「分散管理方式」を併せた方式により事務が執行されている。

各部局別の状況を見ると、知事部局は兼務職員5名の体制によりおおむね適正に指導監督が行われている。警察本部においては、7課で兼務職員13名により適正に指導監督が行われている。教育委員会事務局においては、教育事務所と連携を図り兼務職員8名の体制により指導監督事務が行われているが、今後も更に教育事務所との連携を強めた効果的な指導体制の整備が望まれる。

イ 担当職員の研修状況

区 分	平成10年度		平成11年度		平成12年度	
	回数	出席人数	回数	出席人数	回数	出席人数
総務部法規学事課	4回	7人	3回	5人	4回	7人
教育委員会総務課	3	3	2	2	3	3
警察本部警務課	2	10	1	1	1	1

公益法人の指導監督事務に従事する職員の研修は、国や各種団体が実施する研修会等に参加する方法などにより実施されているが、平成10年度から12年度までの3年間で延べ23回39人が研修に参加している。また、教育委員会事務局においては教育事務所職員を対象とした研修が、警察本部においては所管課を対象とした研修が、それぞれ年1回開催されている。

今後は、国や各種団体が実施する研修会等に積極的に参加するとともに、所管課職員等の関係職員を対象とした研修をきめ細かく実施することにより、担当職員の一層の資質の向上を図ることが望まれる。

(3) 指導監督の状況

ア 設立許可等の状況

区 分		法 人 数			
		総務部法規 学事課所管	教育委員会 総務課所管	警察本部 警務課所管	計
設 立	10年度	法人 1	法人 1	法人	法人 2
	11年度	2	1		3
	12年度	5			5
	計	8	2	0	10
解 散	10年度	2			2
	11年度	3			3
	12年度	4	2		6
	計	9	2	0	11

平成10年度から12年度までに新たに設立の許可を受けた法人数は10法人で部局別では知事部局が8法人、教育委員会事務局が2法人となっており、関係部署との連携も図るなどして審査が行われている。また、平成10年度から12年度までに解散した法人は知事部局の11法人で、このほかに国の所管庁へ移管された法人が6法人となっており、いずれも事務処理は適正に行われている。

イ 事業報告の状況

区 分		法 人 数 (構成比)			
		総務部法規 学事課所管	教育委員会 総務課所管	警察本部 警務課所管	計
10年度	提 出	法人 (%) 291 (90.9)	法人 (%) 130 (80.7)	法人 (%) 12 (100)	法人 (%) 433 (87.8)
	未提出	29 (9.1)	31 (19.3)		60 (12.2)
11年度	提 出	293 (92.4)	150 (92.6)	12 (100)	455 (92.7)
	未提出	24 (7.6)	12 (7.4)		36 (7.3)
12年度	提 出	313 (99.1)	151 (92.6)	12 (100)	476 (96.9)
	未提出	3 (0.9)	12 (7.4)		15 (3.1)
計	提 出	897 (94.1)	431 (88.7)	36 (100)	1,364 (92.5)
	未提出	56 (5.9)	55 (11.6)		111 (7.5)

公益法人には毎年度事業終了後に事業報告書及び収支決算書の提出が義務づ

けられているが、平成10年度から12年度までの3年間に延べ111法人が定められた期限までに提出していない状況にある。事業報告書は法人の実態を的確に把握する上で重要な役割を果たすものであるため、今後は期限内の提出について強い指導が望まれる。

ウ 実地検査の状況

区 分		総務部法規 学事課所管	教育委員会 総務課所管	警察本部 警務課所管	計
10年度	対象法人数	320	161	12	493
	実施法人数	57	18	12	87
	実 施 率	17.8%	11.2%	100%	17.6%
	文書指導法人数	7			7
11年度	対象法人数	319	162	12	493
	実施法人数	38	1	12	51
	実 施 率	11.9%	0.6%	100%	10.3%
	文書指導法人数	2	1		3
12年度	対象法人数	316	163	12	491
	実施法人数	100	15	12	127
	実 施 率	31.6%	9.2%	100%	25.9%
	文書指導法人数	19			19
計	対象法人数	955	486	36	1,477
	実施法人数	195	34	36	265
	実 施 率	20.4%	7.0%	100%	17.9%
	文書指導法人数	28	1		29

所管課においては公益法人の管理運営が適正に行われているかどうかを把握するため、公益法人の事務所に立ち入り、その業務及び財産の状況について検査することとされている。実地検査の実施状況は、全体では平成10年度が87法人(17.6%)、平成11年度が51法人(10.3%)、平成12年度が127法人(25.9%)となっている。部局別にみると、知事部局では、検査に関する実施要領により、検査対象を前回の検査から3年経過している等の法人から毎年抽出して実施することとしており、その実施状況は平成10年度が17.8%、平成11年度は11.9%と低調な状況であったが、平成12年度は31.6%と改善されている。教育委員会事務局は総務部と同様の内容で実施することとしているが、その実施状況は平

成10年度から12年度までいずれも10%前後と他部局と比べて極めて低調な状況である。警察本部は実地検査を原則として毎年1回実施することとしており、その実施状況は平成10年度から12年度までいずれも100%と良好な状況にある。平成13年度からは、国から少なくとも3年に1回は実地検査をすることを求められており、教育委員会事務局にあっては、今後少なくとも3年に1回の実地検査を行うよう改善する必要がある。

エ 休眠法人の整理状況

区 分	所管法人数	休眠法人等数	備 考
総務部法規学事課	311 法人	0 法人	
教育委員会総務課	162	8 (4)	8年度認定分 7法人 9年度認定分 1法人
警察本部警務課	12	0	
計	485	8 (4)	

(注) 1 所管法人数は、平成13年10月現在の数である。

2 () 内は3年間報告書が未提出のため実態調査の結果、活動が確認された法人(外数)

休眠法人については、「公益法人の設立許可の取消手続及び休眠法人の整理促進に関する事務処理要綱」により、事業を3年以上休止している等の法人については実態調査を行い、解散指導や設立許可の取消手続を進めることとされている。事業を3年以上休止しているいわゆる休眠法人は、教育委員会事務局において8法人が該当している。そのうち、平成8年度に7法人、平成9年度に1法人を休眠法人に認定し、実態調査を行い、3法人については設立許可の取消処分を検討中の状況である。

今後は、認定済休眠法人の迅速な事務処理を行うとともに、休眠状態の早期把握に努めていく必要がある。

オ 会計基準の適用状況

区 分	法人数	公益法人会計 基準を完全適用		公益法人会計 基準を一部適用		企業会計 基準を適用		そ の 他	
		法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比
総務部法規学事課	316	法人 271	% 85.8	法人 37	% 11.7	法人 6	% 1.9	法人 2	% 0.6
教育委員会総務課	151	68	45.0	23	15.2	1	0.7	59	39.1
警察本部警務課	12	12	100.0						
計	479	351	73.3	60	12.5	7	1.5	61	12.7

公益法人は例外的に主務官庁の承認を得て企業会計を適用する以外は「公益法人会計基準」を適用することとされているが、公益法人会計基準及び企業会計を適用していない法人は全体では61法人(12.7%)となっている。特に、教育委員会にあっては59法人(39.1%)と多い状況にある。

今後は、これらの法人に対しては、公益法人会計基準の適用について指導していく必要がある。

(4) 公益法人の設立許可及び指導監督基準への適合状況

ア 役員の状況

① 県職員出身者の状況

区 分		総務部法規 学事課所管	教育委員会 総務課所管	警察本部 警務課所管	計		
所管法人数 (A)		法人 316	法人 151	法人 12	法人 479		
県職員出身者のいる法人数 (B)		96	19	11	125		
比 率 (B/A×100)		30.4%	12.6%	91.7%	26.1%		
県 職 員 出 身 の 役 員 数	現職	常 勤	理 事	人 18	人 3	人 21	
			監 事			0	
		小 計	18	3	21		
		非常勤	理 事	111	10	18	139
	監 事		38	6	2	46	
	評議員		152	7	15	174	
	小 計		301	23	35	359	
	計	理 事	129	13	18	160	
		監 事	38	6	2	46	
		評議員	152	7	15	174	
		小 計	319	26	35	380	
	OB	常 勤	理 事	35	3	11	49
			監 事				0
			小 計	35	3	11	49
		非常勤	理 事	64	9	12	85
			監 事	16	3	2	21

		評議員	18	2	23	43
		小計	98	14	37	149
	計	理事	99	12	23	134
		監事	16	3	2	21
		評議員	18	2	23	43
		小計	133	17	48	198
		常勤	理事	53	6	11
	監事					0
	小計		53	6	11	70
会計	非常勤	理事	175	19	30	224
		監事	54	9	4	67
		評議員	170	9	38	217
		小計	399	37	72	508
	計	理事	228	25	41	294
		監事	54	9	4	67
		評議員	170	9	38	217
		小計	452	43	83	578

公益法人の役員に就任している県職員出身者の状況は、全体では125法人(26.1%)578人となっている。県職員出身役員の比率が最も高いのは警察本部の91.7%で、次いで知事部局の30.4%となっている。このうち、非常勤を除く常勤役員数は全体で70人となっている。また、現職の県職員の常勤役員数は全体で21人となっている。

② 指導監督基準への適合状況

区 分	総務部法規 学事課所管	教育委員会 総務課所管	警察本部 警務課所管	計	
県職員出身の理事数 (基準：3分の1以下)	所管法人数	法人 316	法人 151	法人 12	法人 479
	基準を超える法人数	5	0	1	6
	比 率	1.6%	0%	8.3%	1.3%
同一業界関係者の理事数 (基準：2分の1以下)	所管法人数	法人 316	法人 151	法人 12	法人 479
	基準を超える法人数	94	28	1	123
	比 率	29.7%	18.5%	8.3%	25.7%
特定企業関係者の理事数 (基準：3分の1以下)	所管法人数	法人 316	法人 151	法人 12	法人 479
	基準を超える法人数	0	1	0	1
	比 率	0%	0.7%	0%	0.2%
同一親族の理事数 (基準：3分の1以下)	所管法人数	法人 316	法人 151	法人 12	法人 479
	基準を超える法人数	0	0	0	0
	比 率	0%	0%	0%	0%
監事数 (基準：1名以上)	所管法人数	法人 316	法人 151	法人 12	法人 479
	基準に満たない法人数	0	0	0	0
	比 率	0%	0%	0%	0%
財団法人の評議員 (基準：原則設置)	所管法人数	法人 128	法人 111	法人 6	法人 245
	基準に満たない法人数	28	17	0	45
	比 率	21.9%	15.3%	0%	18.4%

指導監督基準への適合状況を見ると、県職員出身者の理事数が基準の3分の1を超えている法人は6法人となっている。同一業界関係者の理事数が基準の2分の1を超えている法人は123法人と多くなっているが、互助・共済、業界団体としての性格を有する法人が多く含まれているためである。

また、特定企業関係者の理事数が基準の3分の1を超えている法人は1法人となっている。

なお、監事についてはすべて基準どおり設置されているが、評議員につい

ては、原則として設置が義務づけられている財団法人のうち、45法人が未設置となっている。

今後は、基準に適合していない法人に対してその実態を十分に把握した上で、適切な指導を行うことが必要と考えられる。

イ 情報公開の状況

区 分	総務部法規 学事課所管		教育委員会 総務課所管		警察本部 警務課所管		計	
	公開す るとし た法人 数	所管法 人数に 対する 率	公開す るとし た法人 数	所管法 人数に 対する 率	公開す るとし た法人 数	所管法 人数に 対する 率	公開す るとし た法人 数	所管法 人数に 対する 率
事業計画書	法人 315	% 100	法人 151	% 100	法人 12	% 100	法人 478	% 100
収支予算書	315	100	151	100	12	100	478	100
事業報告書	310	99.7	151	100	12	100	473	99.8
収支計算書	308	99.7	151	100	12	100	471	99.8
正味財産増減 計算書	305	99.7	76	100	12	100	393	99.7
貸借対照表	306	99.8	88	100	12	100	406	99.8
財産目録	307	99.7	129	100	12	100	448	99.8
社員名簿	181	97.8	40	100	6	100	227	98.3
定款又は寄付 行為	313	99.1	151	100	12	100	476	99.4
役員名簿	310	98.1	151	100	12	100	473	98.7

(注) 上記の法人数及び率は、該当書類を作成していない法人を除いたものである。

指導監督基準によると、公益法人は各種財務諸表等の資料を主たる事務所に備えて置き、原則として情報公開することとされている。情報公開の実施状況は、教育委員会事務局と警察本部ではすべての法人が情報公開を行っているが、知事部局においては一部の法人が完全な情報公開を行っていない状況である。

今後は、これら情報公開が不完全な法人に対しては、完全な公開が実施されるよう指導していく必要がある。

また、国においてはインターネットを通じた公益法人の情報公開を積極的に推進しており、都道府県においても同様の措置を国から求められているところである。

本県においても、インターネットにより所管公益法人に関する情報を公開し

ているところであるが、今後は更に補助及び委託等の情報についても公開するとともに、公益法人に対しても、業務・財務等に関する資料をインターネットにより公開するよう一層指導していく必要がある。

ウ 内部留保の状況

区 分	総務部法規 学事課所管		教育委員会 総務課所管		警察本部 警務課所管		計	
	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比
0 % 未 満	法人 51	% 16.2	法人 15	% 9.9	法人	%	法人 66	% 13.8
0 % 以上～ 30 % 以下	160	50.6	60	39.7	8	66.7	228	47.6
30 % 超～ 100 % 未 満	69	21.8	38	25.2	3	25.0	110	23.0
100 % 以 上	36	11.4	38	25.2	1	8.3	75	15.6
計	316	100.0	151	100.0	12	100.0	479	100.0

公益法人の内部留保の状況については、30%以下が294法人と最も多く全体の61.4%を占めている。内部留保水準については「公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度」と基準に定められており、「運用指針」によると原則として1事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費の合計額の30%程度以下が望ましいとされている。内部留保が30%を超える法人は185法人(38.6%)となっており、これらの法人については内部留保の状況などについて十分な実態調査を行い、適切な指導を行う必要がある。

エ 公益法人の性格別状況

区 分	総務部法規 学事課所管		教育委員会 総務課所管		警察本部 警務課所管		計	
	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比
本来の公益法人	法人 306	% 96.8	法人 122	% 80.8	法人 9	% 75.0	法人 437	% 91.2
互助・共済、 業界団体等	10	3.2	29	19.2	1	8.3	40	8.4
営利法人への 転換候補					2	16.7	2	0.4
そ の 他							0	0.0
計	316	100.0	151	100.0	12	100.0	479	100.0

法人の性格別状況では、本来の公益法人と見なされる法人が437法人(91.2%)であるが、互助・共済、業界団体等の特定の人を対象とした活動を主とし

で行っているとみられる法人が知事部局で10法人、教育委員会事務局で29法人、警察本部で1法人合わせて40法人となっている。

このような法人については今後、国の公益に関しない非営利法人制度の見直し等の動向を見ながら、実態を調査の上、他の法人形態への移行について指導していく必要がある。

また、営利法人への転換が適当と認められる2法人にあっては、その実態を十分調査の上、営利法人への転換を指導していく必要がある。

2 監査意見

監査対象とした機関が所管する休眠法人を除く公益法人の総数は479法人であり、各部局における公益法人の指導監督事務については、おおむね適正に執行されている。しかしながら、一部の部局においては次のとおり留意又は改善を要する事項が見受けられたので、これらについては十分検討を行い、適切な措置を講じることが望まれる。

(1) 指導監督事務の執行体制について

公益法人を指導監督する担当職員の配置状況については、全ての部局において他の業務を持ちながら公益法人の所管をしている状況である。

今後は、公益法人の指導監督の強化という観点から、関係課、関係機関との連携を更に強化していく必要がある。

(2) 事業報告の状況について

公益法人には毎年度事業終了後に事業報告書及び収支決算書の提出が義務づけられているが、定められた期限までに提出していない法人が見受けられる。事業報告書は法人の実態を的確に把握する上で重要な役割を果たすものであるため、今後は期限内の提出について強い指導が望まれる。

(3) 実地検査の実施について

公益法人の実地検査については、平成13年度からは少なくとも3年に1回は実施するよう国から求められているところである。各部局においては、年度毎に検査計画を策定して実施しているが、教育委員会事務局については他部局と比較して実地検査の実施状況が低調である。

今後は、少なくとも3年に1回は実地検査を実施するよう改善が必要である。

(4) 公益法人会計基準の適用について

公益法人は例外的に主務官庁の承認を得た場合以外は「公益法人会計基準」を適用することとされているが、一部に公益法人会計基準を適用していない法人がある。

今後は、これらの法人に対しては公益法人会計基準の適用を指導していく必要がある。

(5) 正味財産額の状況について

公益法人の経営状況を把握する上で重要な指標である正味財産額の状況におい

て、債務超過となっている法人が見受けられる。

今後は、債務超過となっている法人及び多額の長期債務を有する法人等については、債務超過の原因や処理方法など十分に実態を把握した上で、健全な経営が行われるよう指導の強化が望まれる。

(6) 指導監督基準への適合について

ア 理事等役員の構成、情報公開の状況及び内部留保の状況において指導監督基準に適合しない法人が見受けられる。

今後は、こうした法人に対しては十分な実態調査を行った上で、指導監督基準に適合するよう指導していく必要がある。

イ 互助・共済、業界団体等特定の人を対象とした活動を主として行っている法人については、国の中間法人制度の動向等を見ながら、今後他の法人形態への移行について指導していく必要がある。

ウ 社会情勢の変化により営利企業の事業と競合し、又は競合し得る状況となっている場合には、改善指導を行った上で営利企業への転換を指導することとされている。教育委員会事務局においては、平成12年度において1法人の事業の一部を営利企業へ転換が行われたところである。しかしながら、公益法人の一部には営利法人への転換が適当と認められる法人もあることから、今後は、これらの法人に対しては営利法人への転換を指導していく必要がある。

(7) 休眠法人の整理について

休眠法人の整理については、「公益法人の設立許可の取消手続及び休眠法人の整理促進に関する事務処理要綱」により引き続き3年以上事業を休止している等の法人について業務状況を調査の上、認定することとなっている。

休眠法人はその状態が長く続くほどその整理が困難となることから、今後は更に法人の実態を早期に把握し、迅速な処理を行っていく必要がある。

(8) 公益法人のインターネットによる情報公開について 国においては公益法人の情報公開を推進しており、国所管の公益法人に関する情報をインターネットにより公開するとともに、所管公益法人に対しては、業務・財務等に関する資料をインターネットにより公開するよう要請しているところである。

本県においても、インターネットにより所管公益法人に関する情報を公開しているところであるが、今後は更に補助及び委託等の情報についても公開していく必要がある。

また、所管公益法人に対しても、業務・財務等に関する資料をインターネットにより公開するよう一層指導していく必要がある。

○公 告

平成14年度長野県警察官採用試験（A・特別募集）を次のとおり行います。

平成14年3月22日

長野県人事委員会委員長 湯 本 清

1 試験の対象となる職

長野県巡査の職

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
男 性	80 人 程 度	警察法の精神にのっとり、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たります。

3 受験資格

(1) 年齢等

昭和48年4月2日以降に生まれた男子で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業生又は平成14年9月30日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）

(2) この試験を受験できない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法、日時、場所等

(1) 第1次試験

ア 方 法

試験の方法	試 験 の 内 容
教 養 試 験	大学卒業程度の一般教養に係る知識及び知能についての選択解答制による択一式筆記試験
体 格 検 査	身体条件についての検査

(注)1 第2次試験で採点の対象となる論文試験は、第1次試験日に併せて実施します。また、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することはできません。

2 教養試験については、出題数50題のうち20題(知能分野)を必須解答とし、残り30題(知識分野)から20題を選択解答する方式で、解答数は40題です。

3 教養試験の出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び合格基準

教養試験の配点及び合格基準並びに体格検査の合格基準は次のとおりです。一つでも合格基準を満たさない場合は不合格となります。

(ア) 教養試験

配点	400点
合格基準	160点(正答率4割)。ただし、平均点が160点に満たない場合は、平均点。

(イ) 体格検査の合格基準(配点はありません。)

- a 身長が160センチメートル以上であること。
- b 体重が47キログラム以上であること。
- c 胸囲が78センチメートル以上であること。
- d 色覚が正常であること。
- e 身体に異常がないこと。

ウ 日時及び場所

(ア) 日時

平成14年5月12日(日) 午前8時30分

(イ) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。

試験地	試験会場
長野市	交通安全センター(長野市川中島町原704-2)
塩尻市	中南信交通安全センター(塩尻市宗賀桔梗ヶ原73-116)

エ 第1次試験合格者の発表

平成14年5月下旬に、合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県名古屋事務所

長野県大阪事務所

長野県内の警察署

インターネット <http://www.pref.nagano.jp>

<http://www.avis.ne.jp/~police/>

(2) 第2次試験

ア 方法

試験の方法	試験の内容
論文試験	一般的事項についての論文試験
口述試験	個別面接による試験
性格検査	性格についての検査
体力検査	瞬発力等についての5種目の検査

イ 配点及び合格基準

各試験・検査の配点及び合格基準は次のとおりです。一つでも合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験	配点	合格基準
論文試験	850点	評定は10段階で行い、試験員3人のうち下位4段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
口述試験		評定は7段階で行い、試験員3人のうち下位3段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
性格検査		
体力検査	50点	22点以上。ただし、4点に達しない種目が2種目以上ないこと。
合計	900点	

ウ 日時及び場所

平成14年6月中旬に行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度について、保健所、国立病院又は医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の診断書に基づき行います。

なお、視力検査については、「両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。」が合格基準です。

(4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて最終合格者を決定し、平成14年7月上旬に、第2次試験受験者全員に合否を通知するほか、合格者の受験番号を次

のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県名古屋事務所

長野県大阪事務所

長野県内の警察署

インターネット <http://www.pref.nagano.jp>

<http://www.avis.ne.jp/~police/>

6 合格から採用まで

(1) 長野県人事委員会は、最終合格者を採用候補者名簿に登載し、任命権者（長野県警察本部長）からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。

(2) 採用は、平成14年10月1日の予定です。

(3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

7 給与等

現行の初任給は次のとおりです。

適用される給料表	初 任 給
警 察 職	190,000円

なお、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

また、制服その他所要の被服等が支給されます。

8 受験手続

(1) 受験申込書の交付

ア 受験申込書は、次のところで交付します。

長野県警察本部警務部警務課

長野県内の警察署、交番若しくは駐在所

イ 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「警察官（A）請求」と朱書し、140円切手をはったあて先明記の角形2号（240ミリメートル×332ミリメートル）の返信用封筒を同封して、長野県警察本部警務部警務課（〒380-8510：長野県警察本部専用郵便番号 所在地：長野市大字南長野字幅下692-2）まで送付してください。

(2) 申込方法

ア 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県警察本部警務部警務課又は県内の警察署へ提出してください。

イ 受験票の所定欄に50円切手を必ずはり、あて先を明記してください。

ウ 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書し、簡易書留等確実な方法により送付してください。

(3) 受付期間

受付期間は、平成14年3月29日(金)から4月17日(水)までです。

なお、郵送による申込みは、4月17日までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

受験申込みの受付期間終了後に郵送します。

9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第13条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる人

口頭により請求することができる記録情報	開示請求できる人
第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験の点数及びその順位(不合格者を含む。) (2) 体格検査の結果 (3) 合格者の順位	第1次試験受験者
1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験と口述試験の合計点 (2) 体力検査の点数 (3) (1)及び(2)の合計点 (4) (3)の合計点の順位(不合格者を含む。) 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間。

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局(県庁8階)

10 その他

この試験について不明な事項は、長野県警察本部警務部警務課(電話:026-233-0110 内線2632)又は長野県人事委員会事務局(電話:026-235-7465又は026-232-0111 内線4234)に問い合わせてください。

(別表)

教養試験の出題分野

試験の方法	出 題 分 野
教 養 試 験	知識分野－社会科学、人文科学、自然科学 知能分野－文章理解（英語を含む。）、判断推理、数的処理、資料解釈

人事委員会事務局